

箕面市訓達第 17 号

庁中一般

箕面市都市交通戦略検討協議会開催要綱を次のように定める。

平成 23 年 5 月 25 日

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市都市交通戦略検討協議会開催要綱

(開催)

第 1 条 箕面市では、第五次箕面市総合計画のまちづくりの将来像及びめざすまちの姿を実現するための基本方針を踏まえ、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、自動車、公共交通等の移動手段が連携し適切な役割分担のもと、交通及びまちづくりに連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進に関し、長期交通計画（交通体系マスタープラン）及びその実現化方策として、総合的な都市交通戦略の策定を検討するため、箕面市都市交通戦略検討協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(検討事項)

第 2 条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合的な都市交通戦略の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の開催の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第 4 条 協議会の構成員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 協議会に座長及び副座長 2 名を置く。

- 2 座長は別表 1 の項に掲げる者をもって充てる。
- 3 副座長は、別表 2 の項に掲げる者及び同表 3 の項に掲げる者をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会議に出席する構成員の過半数の同意があったとき、会議の一部又は全部を非公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域創造部交通政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、訓達の日から施行する。

別表（第3条関係）

	構成員
1	学識経験者（交通計画に関することを専門とする者）
2	学識経験者（都市計画及び公共受容に関することを専門とする者）
3	副市長
4	地域創造部専任理事
5	市長政策室長
6	大阪府都市整備部交通道路室代表
7	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所代表
8	大阪府池田土木事務所代表
9	みどりまちづくり部長
10	大阪府箕面警察署代表
11	阪急電鉄株式会社代表
12	北大阪急行電鉄株式会社代表
13	阪急バス株式会社代表
14	大阪タクシー協会代表
15	阪急バス労働組合代表
16	NPO（まちづくり・交通）代表
17	箕面商工会議所代表
18	大阪船場繊維卸商団地協同組合代表
19	東急不動産SCマネジメント株式会社代表

備考 16の項のNPOとは、箕面市非営利公益市民活動促進条例第10条に基づき登録された団体をいう。